

第八十五回国会 参議院 法務委員会 會議録 第一号

昭和五十三年十月十七日(火曜日)
午前十時五分開会

委員氏名

委員長 中尾 辰義君
理事 八木 一郎君
理事 山本 富雄君
理事 矢田部 理君
理事 宮崎 正義君
理事 上田 稔君
理事 大石 武一君
理事 上條 勝久君
理事 熊谷太三郎君
理事 塩見 俊二君
理事 初村 浩一郎君
理事 藤川 一秋君
理事 丸茂 重貞君
理事 阿具根 登君
理事 秋山 長造君
理事 寺田 熊雄君
理事 橋本 敦君
理事 宮本 順治君
理事 円山 雅也君
理事 江田 五月君

委員氏名

委員長 中尾 辰義君
理事 八木 一郎君
理事 山本 富雄君
理事 矢田部 理君
理事 宮崎 正義君
理事 上田 稔君
理事 大石 武一君

出席者は左のとおり。

初村 浩一郎君
藤川 一秋君
丸茂 重貞君
阿具根 登君
秋山 長造君
橋本 敦君
円山 雅也君
前田 宏君
宏君
事務局側
常任委員会専門員 奥村 俊光君

本日の会議に付した案件

○調査承認要求に関する件
○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(派遣委員の報告)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本委員会は、今期国会におきましても、檢察及び裁判の運営等に関する調査を行うこととし、その旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

先般、本委員会が行いました委員派遣について、派遣委員から報告を聴取いたします。

まず、第一班の御報告を願います。上田君。

○上田君 第八十四回国会閉会後において、委員会より宮城県及び岩手県へ派遣されました委員を代表して調査の結果を報告いたします。

去る九月四日から四日間、中尾委員長、秋山委員、橋本委員それに私、上田が仙台及び盛岡において裁判所及び法務省関係各庁の管内概況並びに庁舎施設等の管轄状況について調査を行ってまいりました。

調査の対象は、仙台高等裁判所、同地方裁判所、同家庭裁判所、仙台高等検察庁、同地方検察庁、仙台法務局、仙台矯正管区、宮城刑務所、東北地方更生保護委員会、仙台入国管理事務所、盛岡地方裁判所、同家庭裁判所、盛岡地方検察庁、盛岡地方法務局、盛岡少年刑務所、盛岡少年院、盛岡少年鑑別所及び盛岡保護観察所であります。

以下、調査項目に従いまして申し上げます。

一、裁判所及び法務省関係各庁の管内概況

裁判所における、昭和五十年度から五十二年度まで、過去三年間の事件処理状況を新受件数について見ますと、高裁におきましては、民事事件のうち控訴審通常訴訟は、昭和五十一年に減少した後横ばい状態にあります。上告審通常訴訟事件は、昭和五十二年に至り減少しており、刑事事件は、本庁における漸増、支部における減少傾向が見られます。

地裁におきましては、民事事件について、全般的に訴訟事件は増加しているのがありますが、盛岡管内簡易裁判所では、総体的に漸減しているのが注目されます。

調停事件についても年々増加しており、また、

不動産競売事件においてもその傾向は同じであり、特に仙台地裁においては、経済不況を反映してか、昭和五十二年度は、強制競売事件、任意競売事件ともにその増加が目立っております。

刑事事件については仙台管内では、昭和五十二年に至って急激な増加を示し、これと対照的に盛岡管内では、全般的に減少の傾向にあります。仙台・盛岡管内を通じ略式事件は、道交法違反事件の増加を反映して年々増加の一途をたどっております。

家裁におきましては、家事審判、家事調停の各事件とも全般的に横ばい状態ないし漸増傾向を示し、少年事件では、一般保護事件及び道交法違反保護事件ともに増加の傾向にあって、特に仙台家裁における道交法違反保護事件の急増が目立つ状況であります。

檢察庁における刑事事件の新受人員を過去三年間について見ますと、高検管内では年平均三十五万人ぐらゐりありますが、逐年増加の傾向を見せており、反面控訴事件は、毎年四百五十人前後と総体的に横ばい傾向で、そのうち自動車等による業務上過失致死傷、道交法違反事件が三四%強を占めております。

仙台、盛岡各地検では、漸増または横ばいでありますが、共通して言えることは、いづれも道交法違反事件の占める割合が八〇%を超え、特に酒酔い運転が顕著であります。その他一般の犯罪傾向として、近親間の殺傷事件が多く、暴力団の介在する覚せい剤関係事件の増加傾向が挙げられました。

法務局における事件の動向は、量的には横ばいの状況であります。その中で登記乙号事件は増加しており、また、訟務事件では、最近の社会情勢を反映して、その質的変化も著しく、社会的、法律的にも新たな問題を提起する複雑かつ困難な

事件が増加している状況であり、たとえばスモン訴訟、大腿四頭筋拘縮症訴訟、花巻空港訴訟等であります。

現在でも各地法務局における職員の仕事負担量は重い上に、今後東北地方における急速な開発に伴う登記事件の増加に処し、事件を適正迅速に処理するためには、事務の合理化、能率化とともに増員が是非とも必要とされ、その実現が強く望まれております。

また仙台法務局からは、近年、行政職(職員中五等級高位者)の占める率は、きわめて高くなっていることから、処遇と執務意欲の高揚を図るため行政職(四等級)の等級別定数を拡大するよう要望されました。

矯正管内施設の業務運営状況については、職業訓練、教科教育、生活指導等、受刑者の社会復帰のため規律ある運営がなされている状況であります。

来年四月で開設百年を迎える宮城刑務所は、刑期八年以上の長期累犯級の収容施設であります。職業訓練を通じて経営内容の充実と安全管理の徹底に重点を置き、一定の作業実績を上げており、また、景勝の地、面積十二万平方メートルを誇る現在地にA級収容施設として昭和四十九年八月新築移転した盛岡少年刑務所は、本年七月から犯罪傾向の進んだ二十六歳未満青少年のB級収容施設となりましたが、運営上学校教育法に基づく通信制高校教育や会社見学などの施設外教化活動に、重点が置かれております。

東北地方更生保護委員会管内では各事件とも年々増加の傾向にあり、盛岡保護観察所においては、昭和五十二年度の保護観察事件の受理件数は、前年比四五・九%増の五百五十三件で、その多くは少年の交通事件であります。これは交通事件の増加と昨年度からの交通短期保護観察制度実施によるものと考えられます。

このような事件数の増加により、現在管内保護観察官の一人当たり事件負担量は百二十件から百四十件という現状であり、現定員では過重な負担

となつていので、保護観察の実効を期するため特に保護観察官の増員が緊要であるとされ、一方、仮釈放審査旅費、保護観察官の駐在業務に要する経費、特に出張旅費等の増額が要望されました。

仙台入国管理事務所管内では、在留外国人の管理、特に地方都市における資格外活動事案が漸増している折から、その実態把握のため特設の努力がなされている実情であります。

以上関係各庁の管内概況ではありますが、特に法務局並びに保護観察所の職員の大増員等の要望につきましても、今後委員会としても充分検討すべき重要な点であると存じます。

二、裁判所並びに法務省関係の庁舎施設及び宿舍の管轄状況

まず関係庁舎施設では、逐次改善の措置がとられておりますが、それでもなお老朽、狭隘な施設があり、仙台地方では、本年六月の宮城県沖地震による被害が甚大で、その復旧作業が必要となつてい現状であります。

裁判所関係では、仙台管内で今後改築が望まれる庁舎として、昭和二十年代に建築された木造二階建ての古川支部、築館簡裁及び昭和三十三年建築の登米支部の各庁舎があり、また、盛岡では盛岡地・家裁管内水沢支部、久慈簡裁及び大船渡簡裁の各庁舎が挙げられました。

検察庁関係として、仙台地検管内では、岩手山及び志津川各検庁舎のように、建築後二十年から四十年以上を経過した木造庁舎がなお存在する実情であります。盛岡地検管内の老朽庁舎である花巻支部、久慈区検の各庁舎については、昭和五十四年度において新営要求が予定されております。

仙台法務局管内では、老朽狭隘などから早急な新営を必要とする庁舎施設として十五庁が数えられ、仙台管内では石巻支局、涌谷出張所、盛岡管内では花巻支局、沢内、種市、北上の各出張所が挙げられます。

し、構内に点在する明治、大正、昭和初期の木造建物が多額の被害を受け、工場の崩壊、取り壊し、危険倉庫の現出、炊場の応急措置等のやむなきに至つたので、この際早急な建てかえ整備が必要かと思われま。

次に宿舍の整備状況についてであります。

各庁の宿舍については、全般的に老朽化、必要戸数の不足、未整備の状況にあるのが特徴であり、宮城刑務所では、本年六月の地震という非常事態に際して非番職員の半数は登庁できなかつた経験から施設の近くに宿舍の増設が強く望まれ、また、盛岡では、盛岡少年院における未整備宿舍の一部は、狭隘、老朽化がはなはだしいため、これを取り壊し、跡地に地検、地方法務局、地方公安調査局及び盛岡少年院、四庁から法務合同宿舍の新営を昨年度より合同申請しており、速やかな実現が要望されました。

庁舎施設の増改築、増改築及び宿舍の確保など管轄の整備充実に関する現地の要望に対しては、今後格段の配慮が望まれるところであります。

以上をもつて報告を終わりますが、詳細は調査室の資料に譲りたいと存じます。

なお、調査に当たり、現地の各関係機関等から終始懇切な御協力を賜りましたこと、並びに最高裁判所及び法務省から種々の御便宜をお取り計らいいただきましたことを厚く感謝いたします。

○委員長(中尾辰義君) 次に第二班の御報告をお願いいたします。山本君。

○山本君 第八十四回国会閉会後、委員会より北陸地方へ派遣されました委員を代表して調査の結果を御報告いたします。

去る九月六日から四日間、宮崎理事、高平委員、江田委員、それに私、山本が富山県及び石川県において、裁判所と法務省関係各庁の管内概況並びに庁舎施設などの管轄状況について調査を行つてまいりました。

裁判所、同家庭裁判所、金沢地方検察庁、金沢地方法務局、金沢刑務所、湖南学院、金沢少年鑑別所及び金沢保護観察所であります。

調査に当たり、現地の各関係機関から懇切な御協力をいただきました。また、最高裁判所及び法務省からも種々御便宜を得ましたことを報告して厚く御礼申し上げます。

以下、調査項目に従つて御報告申し上げます。

一、裁判所及び法務省関係各庁の管内概況。

まず、裁判所における事件の概況を見ますと、地方裁判所におきましては、民事訴訟事件は漸増の傾向を示しております。特に金沢地裁では、北陸スモン訴訟については第二次訴訟から第七次訴訟、小松基地騒音差しとめ訴訟、七尾火電訴訟などきわめて大型特殊の事件が係属しております。こうした訴訟の係属は全国的になりつつありますが、同庁では質量ともにその傾向が顕著であります。不動産競売事件は全体としてやや増加しております。また、刑事訴訟事件は富山地裁では減少しているのに対して、金沢地裁においては一時減少の傾向を示したものの、昭和五十二年になって再び漸増し始めており、特に近年、覚せい剤関係事件の増加が目立ち今後の動きが注目されるところであります。

富山、金沢両地裁管内の簡易裁判所の民事訴訟事件は、全体として横ばいないし減少の傾向を示す一方、調停事件は増加の傾向にあり、特に金沢簡裁におきましては、最近、社会問題となつてい、いわゆるサラ金事件の新受が多いこともあって、昭和五十二年度は急激に増加いたしました。また、刑事訴訟事件はここ数年増減を繰り返しておりますが、略式事件では道路交通法違反事件が多いのに伴つて事件数の増加が目立っております。

次に家庭裁判所でございますが、家事審判事件並びに調停事件とも富山家裁では横ばい、金沢家裁におきましては増加の傾向にあり、家事審判事件では子の氏の変更、家事調停事件では婚姻中の夫婦関係事件が最も多くを占めております。少年

事件については、一般保護事件並びに道交法違反保護事件とも増加の傾向にあり、一般保護事件では万引、毒劇物法違反が増加し、初犯、遊び型犯罪の増加が目立っております。

次に検察庁関係でございます。富山地方検察庁管内では事件数は全体では横ばい状況にありますが、交通関係事件が非常に高率を示していることが目立っております。金沢地方検察庁管内におきましては、事件数は漸増の傾向にあり、一般刑事事件では凶悪重大犯罪は少ないのでございますが、犯罪の都市化現象が指摘されております。また、中部圏最大の温泉郷があるため、これを根拠に資金を求めて暴動する暴力団のいわゆるなわ張り抗争、一般市民に対する粗暴犯、売春、覚せい剤事犯等が多発しております。

次に法務局関係でございますが、登記事件は毎年増加の傾向にある一方、国籍事務、供託事件及び訟務事件はほぼ横ばいの状況にあります。登記事件は依然高水準を維持しており、国籍、供託及び訟務事務などもその内容が複雑多岐にわたっており、その適正、迅速な処理を図るため相当数の職員を増員を強く要望しております。次に、矯正関係について簡単に御報告申し上げます。

富山刑務所につきましては、開放的処遇の一環として、県内の民間企業の協力を得て仮釈放直前の収容者が河川改修工事やブロック製作工場に住民とともに従事しており、地域住民からは好評と感謝をもって迎えられていることは大変喜ばしいことと感ずました。また、金沢市内にあります湖南学院につきましては、昨年の四月から収容期間が六カ月以内の一般短期処遇として、被収容少年の早期社会復帰に努めておられますが、拘禁措置をできるだけ避け、立地条件を生かして毎週一回市内の公園及び道路の清掃奉仕、篤志家の協力を得て市内の職場に単独で通勤させたり、帰省外泊などを行っているとのことであり、なお、被収容者の約半数が高校中退者であり、交通関係非行及びいわゆるシンナー遊びなど毒劇物関係の

経験を持つ少年が目立っております。

次に更生保護関係についてであります。保護観察事件は全国平均に比較して必ずしも多いとは言えない状況であります。富山保護観察所につきましても、最近暴力団関係者及び犯罪非行の累行性を有する者などいわゆる処遇困難な対象者の増加によって保護観察官の業務も複雑、高度化しております。特に、昨年四月から実施の交通短期保護観察に関する事務が加わり、交通事件の少年に対する集団処遇は保護観察官が直接担当することになり、その事務量は増大しております。しかも、保護観察官は管理職を除いてわずか四名という状況にあり、日夜その事務の処理に追われている実情であります。これらの事情は全国的な問題でもありますが、保護観察の充実強化のためには、保護観察官の増員は急務とされております。また、保護観察という処遇活動においては、保護観察対象者との接触が重要な処遇の場を提供するものであることは言うまでもありません。ところが、保護観察官の対対象者への職場訪問、家庭訪問あるいは連絡などが旅費や通信費が不足のため思うに任せない状況にあり、これらの活動が十分な得るような旅費や通信費の増額が望まれております。

以上、関係各庁の管内概況であります。特に法務局並びに保護観察所の職員の大増員及び旅費、通信費の増額の要望につきましては、今後委員会としても十分検討すべき重要な事項であると思ひます。

二、裁判所並びに法務省関係の庁舎施設及び宿舎の整備状況。

まず、庁舎施設についてであります。裁判所関係では、富山地裁の競売室が狭隘なため、隣室の交通事件即決裁判の控え室を使用したりする状況にあるほかは全体として整備されております。検察庁の庁舎施設につきましては、毎年整備されてはおりますが、金沢地検の本庁舎が建築後二十六年余を経過して全般的に老朽化し、かつ狭隘となっており、特に給排水管等が相当程度傷んでおり、応急措置をしてしのいでいるような現状にあり、構造上の問題からも早急に建てかえる必要があると思われまます。また、同地検管内の羽咋区検庁舎も二十九年余を経過した木造平屋建てで、老朽が著しく早急に建てかえることが望まれておるものであります。

次に法務局の庁舎施設であります。毎年整備されつつあるとはいえ、なお地方自治体からの借り上げ庁舎、非耐火構造の庁舎あるいは経過年数から老朽の著しい庁舎、狭隘となっている庁舎等問題の庁舎が多数あり、早急な解決が望まれております。

最後に、職員の宿舎であります。職員の宿舎施設につきましては、全般的に逐次整備されつつあり、おおむね充足されております。しかし、金沢地検七尾支部の職員の一部は民間住宅を借り受け、あるいは遠距離通勤を余儀なくされている状況にあり、人事管理上にも大きな支障を来しているなど、一部に未整備宿舎が見受けられました。以上、調査の概要を御報告いたしました。詳細は調査室保管の資料により御承知願いたいと存じます。

これをもって御報告を終わります。

○委員長(中尾辰義君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表判事補の項中、二八五、九〇〇円を「二九五、八〇〇円」に、「二五五、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二七三、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に改める。

別表簡易裁判所判事の項中「三〇一、一〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に改める。

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表判事補の項中、二八五、九〇〇円を「二九五、八〇〇円」に、「二五五、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二七三、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に改める。

別表簡易裁判所判事の項中「三〇一、一〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に改める。

九月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

他の給与の内払とみなす。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五八、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二五七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に改める。

別表副検事の項中「三〇一、一〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五八、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二五七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に、「一一五、二〇〇円」を「一二六、七〇〇円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 検事（檢察官の俸給等に関する法律別表検事の項一から八号までの俸給月額額を受けける者を除く。）及び副検事（同法第九号に定める俸給月額又は同法別表副検事の項一から四号の俸給月額額を受けける者を除く。）が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

十月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願（第一〇九号）（第一一〇号）（第一一一号）（第一一二号）（第一一三号）（第一一四号）（第一一五号）（第一一六号）（第一一七号）（第一一八号）（第一一九号）（第一二〇号）（第一二二号）（第一二三号）（第一二四号）
一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第一二八号）（第一七八号）（第二〇八号）（第二一九号）（第二三四号）（第二七〇号）（第三〇一）（第三〇二）

第一〇九号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬五ノ三二ノ二 飯尾寿子外九名

紹介議員 市川 正一君
憲法を守り国民の自由と人権をあくまで擁護する立場から、裁判官と檢察官だけで死刑宣告を含む一方的な裁判を可能にする本法案を速やかに廃案にされたい。

理由
日本国憲法は、いかなる場合でも弁護人を依頼できる権利、及び公正な裁判を受ける権利を被告人の権利として保障し、死刑・無期、長期三年を超える刑事事件については、「弁護人ぬき裁判」を

一切認めない制度をとっている。これは、うその自由など有罪とされたり、十分な弁明なしに刑罰を科せられたりするための端緒であり、国民一人一人が、官憲の不法によつて無実の罪に泣かされたりしないための自由と人権の防波堤をなしている。ところが、今回の法案は、憲法に違反するだけでなく、この防波堤をつきずして暗黒裁判に道をひらき、更に官憲の横暴や労働・民主運動への抑圧の拡大につながる。最近、裁判が憲法理念に反して人権不在、治安優先に著しく傾斜し、刑法・少年法を反憲法的方向へ大きく変える準備がなされているとき、この立法が国民の人権と民主主義に及ぼす危険性ははかりしれないものがある。

第一一〇号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都杉並区井草三ノ一四ノ二二 河原方 旗手かよみ外十二名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一一号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区宇喜田町二、六三 一ノ四ノ一、〇〇五 小山裕外十二名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一二号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区北島山四ノ二一ノ三二 佐田潤二郎外七名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一三号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 千葉県習志野市谷津六ノ一九ノ二 一〇一 早川弘子外十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一四号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市五香六美七二ノ二 渡来美知代外九名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一五号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮原町四ノ四三ノ二 八 若林富希子外八名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一六号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市別所町二五ノ六 菅 清外十名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一七号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市殿平賀一八六 土屋 博外十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一八号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町一、三二三
増田明男外十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一九号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市竹丘三ノ一四ノ二四
関口広行外十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一二〇号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都品川区南品川五ノ三ノ一三
ノ四三三 大貫英朗外五名

紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一二二号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市大南二ノ一一
ノ一一〇 福嶋敏夫外十二名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一二二二号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 千葉県習志野市鷺沼台一ノ一ノ一
四 郡司嘉雄外十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一二三号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都足立区古千谷四ノ二一ノ三
九 若杉利己外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一二四号 昭和五十三年九月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂二ノ三二ノ一
一 丸山茂外五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一二八号 昭和五十三年九月二十二日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 大阪府豊中市會根東町一ノ一一ノ
四六ノ六二一 河村悦子

紹介議員 田中寿美子君

民法第七百五十条を「夫婦は婚姻後もそれぞれ固有の氏を称するものとする。但し、どちらか一方の氏を共通に称することもできる」という趣旨に改められたい。

理由

現行民法第七百五十条は婚姻に際し夫婦が同一の氏を称することを義務付けており、婚姻の際には夫婦となる者の一方が氏の変更を余儀なくされるという事態は、変わつていない。生来の氏は、既に、人格の一部に等しいものとなつており、婚姻によつてその変更を強いられるということは、精神的苦痛を伴うだけでなく、離婚の際の復讐の場合にまさるとも劣らない社会生活上の不便をもたされ、しかも、圧倒的に女性側の改氏が余儀なくされている現状では、夫側の氏になることによ

り、あたかも妻は夫に従属し、人格を吸収されるのが当然のごとき誤解を生じさせ、家父長的家族制度の実質的な温存に一役かつてゐるといえる。この事態は、婚姻による夫婦の平等をうたう日本国憲法第二十四条、性による差別の禁止をうたう同十四条に反するものと考えられる。既に諸外国の立法例においても、夫婦別氏を認めるものが増加している。

第一七八号 昭和五十三年九月二十五日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 大阪市東住吉区駒川四ノ二〇駒
川大和荘内 原田寿美子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二〇八号 昭和五十三年九月二十六日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 大阪市東住吉区駒川四ノ二〇
佐藤幸子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二一九号 昭和五十三年九月二十六日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町本町 上野
キサ

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二三四号 昭和五十三年九月二十七日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町東町 小山
すみえ外九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

請願者 兵庫県宝塚市紅葉が丘三ノ二八
箕浦稔子外九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第三〇一号 昭和五十三年九月二十八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 大阪府天王寺区真法院町九一ノ一
ノ六 松尾みどり

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第三〇二号 昭和五十三年九月二十八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町海岸通 加
瀬成子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

十月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第四三三三号）（第四四三三三）（第四六八八号）（第四九六号）（第五五六号）（第五六二二号）（第五八五号）（第六七〇号）（第六八八八号）（第七三〇号）

第四三三三号 昭和五十三年九月二十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都新宿区加賀町二ノ三 田中
喜美子外九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第四四三三号 昭和五十三年九月二十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 神奈川県大和市福田五、二一〇
高森麗子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第四六八号 昭和五十三年九月二十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都国立市東二ノ一八ノ八 柿沼敏江

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第四九六号 昭和五十三年九月三十日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 大阪市住吉区長居町中四ノ六〇ノ二 三浦和子外九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第五五六号 昭和五十三年十月二日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町 上野ハツエ外十二名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第五六二号 昭和五十三年十月二日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平六ノ二八ノ一 高見秀樹

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第五八五号 昭和五十三年十月三日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都杉並区下井草三ノ二ノ四 宮口一葉

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七〇号 昭和五十三年十月四日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都板橋区板橋三ノ三六ノ三ノ

一〇一 小林玲子
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六八八号 昭和五十三年十月四日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 埼玉県川越市西小仙波町二ノ一〇ノ三 福島純子

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七三〇号 昭和五十三年十月五日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都東大和市湖畔三ノ九九七 木下美智子

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

○第八十四回国会法務委員会會議録正誤

第十三号中正誤

ヘシ 段行 誤 正

ニニ 下可能 不可能
ハ四 七 応じた 応じ

第十六号中正誤

ヘシ 段行 誤 正

一三 終わり 組織 認識
三 一 ハ 意見述べる 意見を述べる

二 三 終わり かわり かわり
二 三 かわり かわり

昭和五十三年十月二十六日印刷

昭和五十三年十月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D